

PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業 プロポーザル募集要項

令和6年2月15日
岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課

第1 目的

岐阜県（以下、「県」という。）は、岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画（令和3年5月策定）において、県の事務及び事業により排出される温室効果ガスを「2030年度に2013年度比で70%削減」とする目標を掲げ、目標の達成に向けて2030年度までに設置可能な県有施設の50%に太陽光発電設備を導入する方針を定めている。

本事業は、県有施設への太陽光発電設備導入のモデルケースとして、揖斐総合庁舎、東濃西部総合庁舎及び恵那総合庁舎（以下、「候補施設」という。）に一括してPPA方式を活用した太陽光発電設備等を導入することで、再生可能エネルギー由来電力を最大限自家消費し、県有施設の平常時の温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、停電を伴う非常時には業務継続計画に基づく施設利用が可能となるようレジリエンスを強化することを目的とし、企画力、技術力、創造力、経験など最も優れた者を選定できるプロポーザル方式により、事業者を決定する。

第2 事業概要

1 事業名

PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業

2 事業内容等

別添「PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業 仕様書」のとおり

3 履行期間

別添「PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業 仕様書」のとおり

4 事業単価

企画提案書作成要領に記載のとおり、基準単価（円/kWh）を設定する。

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下、「共同体」という。）とし、以下の（1）から（9）までの要件を満たすことが必要である。

共同体で参加する場合には、全ての者が（1）から（8）までの要件を満たし、共同体総体で（9）の要件を満たしている必要がある。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込み（他の団体と共同体を構成して参加申し込みを行う場合を含む。）を行うことはできない。

- (1) 日本国内に本社、本店を置いているものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の①から⑤までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - ④ 消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
 - ⑤ 都道府県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む都道府県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
- (5) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から「PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 本事業と類似の履行実績として、今年度及び過去5年度の期間（平成30年度～令和5年12月末時点まで）において、実績を有すること。類似の履行実績とは、民間も含めたPPA方式による太陽光発電設備設置事業の採用実績（事業完遂ではなく、太陽光発電設備の設置が完了し、発電した電気が供用開始に至ったもの）を指す。

- (9) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 なお、資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
 ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 ・ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

※これらの要件は上記（3）を除き、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要がある。

2 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配付	令和6年2月15日(木)～2月26日(月)
② 募集要項等に関する質問書の受付	令和6年2月15日(木)～3月7日(木)
③ プロポーザル参加申込書の受付	令和6年2月15日(木)～2月26日(月)
④ プロポーザル参加資格の確認結果通知	令和6年2月28日(水) (予定)
⑤ 候補施設見学	令和6年3月4日(月)～6日(水) (予定)
⑥ 企画提案書の受付	令和6年2月15日(木)～3月19日(火)
⑦ プロポーザル評価会議	令和6年3月29日(金) (予定)
⑧ 選定結果の通知・公表	令和6年4月上旬(予定)

(2) 募集要項等の配付場所

募集要項等は、岐阜県ホームページから入手すること。なお、担当課窓口又は郵送等での配付は行わない。

岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式9）を脱炭素社会推進課宛てに、電子メール（ファイル形式はWordとする）により、期限内に提出すること。

② 受付期間

令和6年2月15日（木）～3月7日（木）午後5時15分まで

③ 提出場所

岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課企画係
 （〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階）
 T E L 058-272-1111（内線 2943）
 F A X 058-272-8407
 電子メールアドレス c11268@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」にある本事業のページ上で公表する。

(4) プロポーザル参加申込書の受付及び参加資格の確認結果通知

① 提出書類

プロポーザル参加希望者は、第3の1 プロポーザル参加の要件で定める要件に応じ、プロポーザル参加申込書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、各1部を提出しなければならない。

ア 法人概要書（様式2）

イ 岐阜県の県税について未納がないことの証明書又はその写し（岐阜県内に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書とすること。）

ウ 消費税及び地方消費税（国税）について未納がないことの証明書又はその写し

エ 履歴事項全部証明書又はその写し

オ 誓約書（様式3）

カ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類する書類

キ 類似事業履行実績（様式4）

ク SDGsへの取組み（様式5）

ケ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し（本事業を実施する体制に含まれる協力事業者でも構わない）

コ 候補施設見学日程調整票（様式6）

サ 共同体構成員表（共同体でプロポーザルに参加を希望する場合のみ）（様式7）

シ PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業に関する共同体協定書の写し（共同体でプロポーザルに参加を希望する場合のみ）（様式8）

※上記イからエの証明書については、発行日が申請日から3か月以内のものとする。

※共同体で参加申込みする場合、上記アからクの書類はすべての構成員について提出すること。

※上記コについては、候補施設見学を希望する場合のみ提出すること。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、令和6年2月26日（月）午後5時15分までに、上記①の提出書類を脱炭素社会推進課まで持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、岐阜県庁ホームページに掲載されている「入庁フロー」に従い手続きを行うこと。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付すること。また、受付期限までに電話により到着確認を行うこと。

③ 参加資格確認結果通知

県は、プロポーザル参加の要件を満たすか確認し、プロポーザル参加希望者に参加資格の有無を通知する。

参加資格を有すると認められたプロポーザル参加希望者に対しては、企画提案書の提出を要請するとともに、下記参考資料を交付する。なお、県が保有する資料について、下記参考資料以外に提案上必要な資料がある場合は県に要求することとし、県の判断において必要と認める場合は閲覧又は交付する。

【参考資料】

敷地平面図、単線結線図、電力需要量データ(30分間値)(令和4年度分)

(5) 候補施設見学

① 実施概要

上記(4)で候補施設見学日程調整票(様式6)を提出したプロポーザル参加希望者のうち、参加資格を有すると認められた者は、候補施設の見学を行うことができる。県は、施設見学希望者ごとに見学日程を調整し、参加資格確認結果通知と併せて見学日程等を通知する。施設見学に当たっては、脱炭素社会推進課及び施設管理者の指示に従うこと。なお、施設見学の有無はプロポーザルの評価には影響しない。

② 見学期間

令和6年3月4日(月)～6日(水) (予定)

午前9時00分～午前12時00分(正午)又は午後1時00分～午後5時00分の間で1時間程度を想定

③ 見学人数

見学人数は、プロポーザル参加希望者ごとに3名までとする。

(6) 企画提案書の受付

① 提出書類

仕様書及び企画提案書作成要領を踏まえ、企画提案書を様式10に沿って作成し、提出すること。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とし、使用する言語は日本語、通貨は円とすること。

② 提出部数

7部(正1部、副6部)

③ 提出方法

令和6年3月19日(火)午後5時15分までに脱炭素社会推進課に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、岐阜県庁ホームページに掲載されている「入庁フロー」に従い手続きを行うこと。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付すること。また、電話により到着確認を行うこと。

④ 書面審査

プロポーザル参加希望者が4社を超えた場合、書面審査を行い、評価会議におけるプレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。

オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものは除く。）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

参加申込書類及び企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

⑦ 事業計画策定の協議

事業計画の策定については、事業者決定後に、県と事業者が協議を行い決定するものであり、提案のすべてが採用されるものではないことに留意すること。

また、本件プロポーザルは企画・提案する能力、実現可能な提案を行う能力、事業を円滑に遂行する能力を求めるものであることを認識したうえで提案すること。

⑧ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとす。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日までに、辞退届（様式自由）を脱炭素社会推進課に持参又は郵送により提出すること。

オ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがある。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル評価会議」が行う。

2 評価会議

(1) 開催日等

令和6年3月29日(金)(予定)

※開催場所は日時と併せて連絡するが、岐阜県庁舎又はその周辺施設にて実施予定。

(2) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション 20 分間 (プロポーザル参加申込書の受付順)
- ・プレゼンテーション終了後、質疑を行う。(10 分程度)

(3) 注意事項

- ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡する。
- ・評価会議への出席は3名までとする。
- ・プロジェクター等の使用は認めない。提出した企画提案書(紙資料)のみでプレゼンテーションを行うこと。
- ・評価会議は非公開で行う。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行わない。

3 評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおり。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定する。

5 プロポーザル参加者が1者又はない場合の取扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても評価会議は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該参加者を最優秀提案者とする。また、基準点に満たない場合、または参加者がない場合には、再度公募を実施する。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

公表する内容は以下のとおり。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称(申込順)
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点 ※
(得点順。参加者の名称は秘匿)

※名称と評価点との対応関係は明らかにしない。

参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、公表しない。

- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

第5 契約に係る注意事項

- 1 最優秀提案者（共同体の場合は、構成員を含む。）が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しない。
また、契約締結後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- 2 最優秀提案者（共同体の場合は、構成員を含む。）が、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」のいずれかに基づく入札参加資格停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しない。
- 3 選定した最優秀提案者と県が詳細事項を協議し、本事業に係る仕様書を確定させたいうえで、最優秀提案者自らが仕様書に基づいて現地調査、設備容量検討及び構造調査等を行い、構造安全性等を確認した詳細設計等の書類について県の確認を受けること。国等の補助金の活用に努めるものとし、補助金の採択状況等も踏まえたうえで、太陽光発電設備等を設置できると県が確認できた候補施設について、電気料金の提案単価を上限として、県が別途定める予算の範囲内で電気供給契約（長期継続契約）を締結する（共同体の場合は、代表法人と契約を締結する。）。
なお、契約までの協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する必要がある場合、また、選定した最優秀提案者と県との間で行う契約締結までの協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の順位点が次に低い提案者（基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととする。その場合、協議が不調に終わった提案者が契約締結までに要した費用については、県は一切負担しない。
- 4 最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県の入札参加資格審査申請の手続きを行うものとする。ただし、既に入札参加資格者名簿に登載されている者を除く。
- 5 契約の相手方決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

第6 事業の適正な実施に関する事項

1 事業の一括再委託の禁止

事業者は、事業者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

2 権利義務の譲渡等の禁止

事業者は、事前に書面による県の承諾を得た場合を除き、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継しないこと。

3 個人情報保護

事業者が事業を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

4 守秘義務

事業者は、事業を遂行するにあたり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業期間終了後も同様とする。

5 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

第7 事業の継続が困難となった場合の措置について

県と事業者との事業期間中において、事業者による事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

1 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合

事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく当事業を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業の継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、事業期間終了若しくは契約の取消し等により次期事業者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課企画係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階）

T E L 058-272-1111（内線2943）

F A X 058-272-8407

電子メールアドレス c11268@pref.gifu.lg.jp

別表

PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業 評価基準

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1) 第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を160点満点として採点し、各構成員の採点数の合計を算出する。
- (2) 構成員ごとに点数の高い提案から順に第2表のとおり順位点を付する。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず各構成員の評価点の合計が基準点(満点の6割)未満となった提案は選定から除外する。
- (5) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案単価の安価な提案者を高順位とする。なお、順位点及び提案単価が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各構成員の評価点の合計が基準点以上の評価を得た場合は当該提案者を優秀提案者とし、基準点未満の場合には再度公募を実施するものとする。

第1表

評価項目及び評価内容	配点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 事業実施内容 (75点)					
① 太陽光発電設備容量・蓄電池設備容量					
再エネ設備の容量(太陽光発電設備及び蓄電池設備の出力等)は自家消費を基本とした適当な規模となっているか。	20点	15点	10点	5点	0点
② 設備設置仕様					
設備の設置方法は実現性があるか。また安全性が高く、施設の構造安全性への影響が小さいものになっているか。	20点	15点	10点	5点	0点
③ 電気料金					
電気料金単価が基準単価に比べて廉価になっているか。また、候補施設を通じた電気料金がどの程度削減されるか。	20点	15点	10点	5点	0点
④ 周辺環境及び景観等への配慮					
周辺環境(反射光等)や景観等に配慮した提案となっているか。	10点	8点	6点	4点	0点
⑤ その他独自提案					
事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫があるか。	5点	4点	3点	2点	0点

2 事業実施体制（70点）					
① 県内事業者の活用					
県内事業者が可能な限り活用されているか。	10点	8点	6点	4点	0点
② 工事（設計・施工）における実施体制及び計画					
円滑かつ確実に進められる工事計画、実施体制となっているか。	10点	8点	6点	4点	0点
③ 維持管理・メンテナンスの実施体制及び計画					
無理のない維持管理・メンテナンス計画、実施体制になっているか。	20点	15点	10点	5点	0点
④ 故障、緊急時の対応体制					
故障、緊急時の体制及び対応内容が明確に示され、安定した事業実施が見込まれるか。	10点	8点	6点	4点	0点
⑤ 事業実施中のリスク対応					
事業実施中に想定されるリスクについて十分対応できる提案になっているか。保険の内容、損害保険は妥当か。	10点	8点	6点	4点	0点
⑥ 事業資金計画・経営状況					
資金調達計画、財務状況等に問題がないか。	10点	8点	6点	4点	0点
3 事業実施スケジュール（10点）					
① スケジュール					
早期の電気供給開始を目指すものとなっているか。設計、施工、維持管理、撤去等の各期間は適正か。	10点	8点	6点	4点	0点
4 SDGsへの取組み（5点※）					
※共同体の場合は共同体総体で最大5点までとする。					
① SDGsへの取組み					
環境・社会・経済といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。	0点～5点				

第2表

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	・・・
順位点	1	2	3	・・・

PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業 企画提案書作成要領

岐阜県が実施する「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業」（以下「本事業」という。）に関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。なお、この作成要領のほか、本事業の募集要項及び仕様書に基づき、企画提案書を作成するものとする。

1 企画提案時の提出書類（各正本 1 部、副本 6 部）

（1）企画提案書（様式 10）

（2）企画提案書の添付書類

- ① 設備（付帯設備含む。）の設置予定図
- ② 設備の平常時・非常時のシステム構成図
- ③ 電気料金シミュレーション
- ④ 事業全体の長期スケジュール
- ⑤ 発電開始までの短期スケジュール

2 企画提案書の内容

仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

（1）事業実施内容について

① 実施方針

- ・提案の基本方針・概要を簡潔に記載すること。

② 設備設置仕様

- ・各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を記載すること。
- ・各施設における想定設備容量（蓄電池定格出力（kW）及び定格容量（kWh））を記載すること。
- ・各施設における設備の設置場所を示した図面を別紙により添付すること。
- ・太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置方法（架台、カーポート等）、設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・設置方法における、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を風速、積雪量、震度等を用いて記載し、荷重に耐えうる構造であることを分かりやすく説明すること。
- ・太陽光発電設備及び蓄電池設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m^2 又は kg/m^2 ）を記載すること。
- ・設備の平常時・非常時のシステム構成図等を別紙により添付すること。

③ 自家消費電力量、温室効果ガス排出削減量及び電気料金単価

- ・別紙「電気料金シミュレーション」により、自家消費電力量、温室効果ガス排出削減量及び電気料金単価を算定すること。
- ・各施設における想定自家消費電力量を記載すること。

- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出係数は0.388kg-CO₂/kWhを使用すること。
- ・候補施設共通の電気料金単価(円/kWh)を設定すること(単価は小数第2位までとする事)。
- ・電気料金単価は事業期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む単価で提案すること。
- ・県より提示した基準単価(別表)をもとに、候補施設の3施設全体(系統電力供給分を含む)で廉価となるよう努めること。
- ・国等の補助金の活用を努めるものとし、当該補助金を活用した場合の額を併せて示すこと。ただし、評価の対象とする事業者提案単価は、当該補助金を活用する前の額とする。なお、候補施設の3施設は、環境省補助金「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の対象施設(防災拠点)であり、次の補助金は対象外となるため、留意すること。

＊民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち再生可能エネルギー事業者支援事業費(ソーラーカーポート事業))

＊民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業)

④ 周辺環境及び景観等への配慮

- ・周辺施設への反射光等の影響について、候補施設ごとに検討し、その結果及び対策等を記載すること。
- ・候補施設の所在する市町村における景観条例・景観計画等の規制への対応について、施設ごとに検討し、その結果及び対策等を記載すること。

⑤ その他独自提案

- ・事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、環境教育に係る取組み、その他県全体の温室効果ガス削減に有効な独自提案があれば記載すること。

(2) 事業実施体制について

① 事業実施体制図

- ・設計、施工、維持管理、撤去、その他事業全体の体制図を責任の所在がわかるように記載すること。

② 県内事業者の活用の提案

- ・協力事業者も含め、可能な限り県内業者の活用に努め、その活用状況を記載すること。

③ 工事(設計・施工)における実施体制及び計画

- ・工事(設計・施工)の計画を記載すること。
- ・本事業に従事予定の総括責任者、担当者、保有資格、担当業務に係る経験を記載すること。
- ・予定している協力事業者等の分担業務の内容を記載すること。
- ・①で記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。

④ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の実施体制及び計画

- ・点検の内容、定期点検の実施回数、設備交換計画、遠隔監視の有無を記載すること。

- ・本事業に従事予定の総括責任者、担当者、保有資格、担当業務に係る経験を記載すること。
- ・予定している協力事業者等の分担業務の内容を記載すること。
- ・①で記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。
- ⑤ 故障、緊急時の対応内容及び実施体制
 - ・故障、緊急時の対応内容及び実施体制について記載すること。
 - ・①で記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。
- ⑥ 事業実施中のリスクに対する対策
 - ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
 - ・倒産等で事業継続不可能となった場合の措置（設備の撤去方法、事業承継など）を記載すること。
- ⑦ 事業実施に関する保証
 - ・事業期間中に設定するすべての保証内容について記載すること。
- ⑧ その他事業実施における環境配慮、安全対策
 - ・工事中、維持管理、撤去における周辺への環境配慮、県の執務業務への配慮及び安全対策について記載すること。
- ⑨ 事業資金計画
 - ・工事、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達方法を記載すること。
- ⑩ 代表法人の経営状況（5年間）
 - ・貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等を記載すること。

（3）事業実施スケジュール

- ① 事業全体の長期スケジュール
 - ・事業者決定後から設備撤去完了までのスケジュールを記載すること。
- ② 発電開始までの短期スケジュール
 - ・事業者決定後から電気供給開始までのスケジュールを記載すること。

3 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・表紙、目次をつけ、ページの通し番号を付すこと（表紙、目次はページ数にカウントしない。）。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

別表 基準単価

※消費税及び地方消費税を含む価格

No	候補施設名	基準単価 (円/kWh) ※
1	揖斐総合庁舎	25.43
2	東濃西部総合庁舎	
3	恵那総合庁舎	